平成２９年（フ）第２３号
高知県四万十市駅前町６番８号　コーポ87 305号室、旧住所高知県幡多郡黒潮町佐賀449番地１
債務者　山中　りさ
１　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２１８号
熊本市南区元三町２丁目３番12号　ラフィーネ101号室
債務者　平崎　久義
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９号
熊本市南区元三町２丁目３番12号　ラフィーネ101号室
債務者　平崎眞友奈
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
神奈川県三浦市岬陽町６番12号　岬陽荘101号
債務者　砂川　弘一
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１０２号
青森市千富町１丁目11番37号　みのりハウスⅡ２階
債務者　須藤　真樹
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
青森市富田５丁目２番50号
債務者　伊藤　榮司
１　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
青森市大字荒川字柴田58番地26
債務者　増田　康信
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目47番地５
債務者　大谷　佐恵
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市平作５丁目26番20号
債務者　山下　芳孝
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６６４号
名古屋市昭和区広路町字南山68番地　セレブタウン八事Ｘ号館１号
債務者　松浦　知加
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３号
和歌山市和歌浦東２丁目６番21－105号　エレナ和歌浦
債務者　西垣佐智子
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山760番地の２
債務者　ＮＩＳＨＩＨＡＴＡ・カーサービスこと　西畑　浩樹
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
和歌山県有田市港町842番地
債務者　山田　陽子
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２号
和歌山県有田市宮原町道101番地　ドリーム宮原Ｂ202号
債務者　小川　妙弘
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
和歌山県紀の川市粉河1854番地１
債務者　林　眞佐男
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
沖縄県那覇市字松川360番地　山善アパートＡ－404
債務者　島袋　玲奈
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部